

森 第 1 2 2 7 号

令和 2 年 1 1 月 6 日

各市町村長 様

千葉県農林水産部長

(公印省略)

特用林産物（原木きのこ類、野生きのこ類、たけのこ）の  
安全性の確認について

日頃、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所事故から 9 年が経過していますが、特用林産物については食品中の放射性物質検査において、他の食品に比べて比較的高い放射性セシウムが検出されています。

このため、特用林産物を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施して安全性の確認を行うよう、平成 2 9 年 9 月 1 1 日付け森第 7 9 1 号で周知を依頼しているところですが、原木しいたけ等の本格的な出荷シーズンを控えていることから、下記事項について御周知くださるようお願いいたします。

なお、本文書をもって平成 2 9 年 9 月 1 1 日付け森第 7 9 1 号は廃止します。

記

- 1 標記の品目を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施し、安全性の確認を行うよう生産者へ改めて依頼くださるようお願いいたします。

なお、自主検査で安全性が確認された場合でも、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこの 2 品目（出荷期の出荷前検査を行う品目）については、市町村における県のモニタリング検査が終了するまで出荷しないよう併せて御周知くださるようお願いいたします。（注 4）

注1) 出荷制限及び出荷自粛の対象地域・個人の当該品目については、自主検査結果が基準値以下であっても、出荷・販売できません。

注2) 出荷制限及び出荷自粛の解除（一部解除を含む）地域・個人の当該品目については、当該市・町の証明書により出荷・販売が可能となりますので、本通知に関わらず、別途市・町の指示に従ってください。

注3) きのこと原木の調達（購入・自伐等）時には、安全性の確認をお願いします。

注4) たけのことについては、以下の市町村は県のモニタリング検査は必要ありません。

市原市、香取市、千葉市、市川市、松戸市、野田市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市、富津市、袖ヶ浦市

2 直売所等の販売者に対しては、生産者等に対し上記1を指導していることを御周知くださるようお願いいたします。

注) 解除状況については、次の千葉県ホームページを御参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/sichousonnketsu-shukkaseigen.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html>

3 検査方法等については、次の厚生労働省ホームページ（東日本大震災関連情報＞食品中の放射性物質の検査＞さらに詳しい情報＞試験法について）を御参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

担 当 千葉県農林水産部森林課 森林経営管理室 TEL：043-223-2966 FAX：043-225-7448
---